

数研 AGORA

▶ 大阪から動く法教育
/ 宮島 繁成……1
▶ 世界と日本のおもなできごと
(2010.9～2011.9)
/ 数研出版編集部……4

▶ 大名行列からみる江戸時代
/ 陶山 浩……6

No.56

この用紙は、再生紙を使用しています。

大阪から動く法教育

～大阪弁護士会における活動のご紹介

弁護士 宮島 繁成

法教育と大阪の法教育

法教育はアメリカ法教育法のLaw-Related Educationに由来する用語であり、法や司法制度及びこれらの基礎となる原理を理解し、法的な考え方を習得する教育を意味している。

法曹養成教育や法学教育ではなく、一般市民を対象とし、また、法律の条文や解釈といった法律の知識の伝授ではなく、法的なものの見方や考え方を身につけることを目的としている。このため、ここでいう「法」はルールやきまりと同義ではない。ルールやきまりを作ったり、解釈・適用したりする際の基本的な指針の意味である。

ただ、これより広く、消費者問題や労働法、裁判員制度などを含め、法や法制度に関する教育全般を広く法教育と呼ぶことも多い。

大阪弁護士会は早くから法教育に取り組んでいる。最初は子どもに関する活動の一つとして、少年問題対策特別委員会というグループが担当していたが、平成17年に新たに法教育委員会を立ち上げた。法教育の専門委員会を設置するのは全国的な傾向であり、以前は消費者保護や子どもの権利、広報などの委員会が担当することが多かったが、現在は大半の単位弁護士会で専門委員会が対応している。

大阪弁護士会が取り組んできた法教育は、先ほどの説明でいえば広い意味での法教育に近い。これは大阪の弁護士のスタイルによるところも大きい。教育現場のニーズを拾い上げようとすると、まずは消

費者問題や労働問題など、具体的な法律問題と対応方法が要望として寄せられる。そのため、教師が求めるもの、子どもたちが求めるものを提供したいという姿勢が出発点になったものと考えられる。

その一方、法的な原理や価値観を教える方向の活動はやや遅れている感があるが、こちらも並行して進めている。ただ、この点は、理念より実利を重んじる大阪の文化的・歴史的背景が影響しているのではないかというのが個人的な感想である。

大阪弁護士会は、現在、出張授業や教材開発、模擬裁判の指導など多様な活動に積極的に取り組んでおり、全国で初めてとなる法教育のゲーム制作も進行中である。その中から、本稿では、弁護士による法教育(出張授業)と教師による法教育の支援(『法むる一む』)について簡単に説明する。

平成9年にスタート

大阪弁護士会の法教育への取り組みは、平成9年にさかのぼる。弁護士会のプロジェクトとして、生徒向けに法律をわかりやすく説明した教材を作ることになり、子どもの問題に詳しい弁護士が集まって制作にあたった。翌平成10年3月に高校生向けの教材『法むる一む』が完成したが、まだ「法教育」という言葉もないころであった。

同じ年の11月、この教材をもとに、初めて出張授業を行った。最初の授業は大阪府吹田市の関西大学第一高等学校で行われている。今ではめずらしくな

いが、当時弁護士が教室に入って授業をするという試みは大変めずらしく、マスコミにも興味をもって取り上げられた。

弁護士による法教育 ～出張授業

まず、誰が法教育を行うのかという根本的な問題がある。大きく分けると、弁護士などの法律の専門家が行う法教育と学校の先生が行う法教育の二通りがある。弁護士が行う法教育の中核となるのが出張授業である。

出張授業のメリットは、専門家が仕事で実際に見聞きした素材を提供できる点にある。実体験に基づいた身近な題材が子どもたちに直接伝わるのであるから、教育的効果も十分期待できる。また、弁護士が他の法律専門家と違うところは、民事と刑事の両方を取り扱い、民事は、契約から事故、知的財産権から家族法まで幅広い領域を取り扱う点にある。

大阪弁護士会では、平成22年度、大阪府内の全高校で授業を行うという目標を掲げて、予算を増やし、講師派遣のシステムを整え、積極的な広報活動を行った。この結果、事業は大幅に拡大し、計40校、のべ203名の弁護士を派遣することができた。生徒にとっては、法を理解するだけではなく、弁護士という仕事を身近に感じるきっかけになったのではないと思われる。

その一方で難しいところもある。まず、派遣弁護士の確保と費用の問題が挙げられる。

弁護士の確保の問題については、大阪の全弁護士を対象に講師登録の要請を行い、昨年度は206名の登録を確保することができた。しかし、まだ十分とはいえず、会内に向けての啓発活動も早急の課題となっている。

費用の問題については、平成22年度から講師費用を予算化しており、講師は弁護士会から費用を受け取ることができるようになった。そのため、現在のところ学校側の負担はなくなっている。

そのほか、弁護士側の問題として、授業のレベルも懸念されるところである。法律の条文を板書することで終わっては法教育の意味はない。弁護士は教育の専門家ではないから、ある程度のバラツキはやむをえないが、生徒にどれだけ理解してもらえるか、授業のスキルアップが大きな課題となっている。

ただ、この点も、弁護士向けにマニュアルを作成

したり、現役教師による研修を実施したりするなどして、支援と研鑽の機会を設けるよう努めている。また、本年3月7日には、受け入れ先の学校関係者を交えての意見交換会を開催して、学校側の要望やノウハウの集積とフィードバックに努めている。

これまで学校の評価はおおむね好評である。弁護士からも肯定的な感想が多く聞かれる。教室に一步入った瞬間に、若い瞳が自分に集中する。自分の話す一言一言が子どもたちに染み込んでいく。責任は重大だが、日常の弁護士業務では得られないような充実感と緊張感が貴重な体験になるものと思われる。

教師による法教育とその支援

～『法むる一む』の制作と授業

このように大阪弁護士会は、従来から出張授業の充実に取り組んでおり、事業として今も大きな位置を占めているが、出張授業も活動方法として万能とはいえない。

授業時間は原則1時間(1コマ)であり、実際に授業を受ける生徒数も限定されるため、広汎かつ有機的な教育活動を行うまでには至っていない。これは制度上の弱点であるため、克服は容易ではない。

このため、すべての子どもにたまねく法教育を届けるためには、やはり教師による法教育が不可欠である。教師と弁護士の協同体制を整え、実際の活動においては、教師による法教育を弁護士がサポートするという枠組みが求められている。

『法むる一む』も当初からそのような目的で作られている。消費者契約や交通事故、少年事件や知的財産権などをテーマに、登場人物がトラブルに直面する様子を描き、生徒が読み進める中で自然に法律問題を理解できるよう工夫している。ちなみに、少年事件の章は、ベストセラー『だから、あなたも生きぬいて』の著者で、後に大阪市助役となった大平光代弁護士が執筆を担当していた。

平成13年8月には、『ジュニア版法むる一む』を制作した。中学生向けに全面的に書き直したもので、交通事故やいじめ、契約、離婚と親権などを扱っている。

平成18年には、高校生版の『法むる一む』の改訂作業に着手した。この機会に、大阪弁護士会の弁護士と大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会の教師が全面的なコラボを行うことになった。弁護士と

教師が企画段階から何度も協議し、執筆を分担し編集を行った。画期的な試みであり、教育現場の意向を十分反映することができたと思われる。また、大阪府教育センターの監修・協力を得ることもできた。

さらに、教師が利用しやすいように、指導書(指導案)を併せて作成した。指導書は、大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会のホームページ(<http://oh-syaken.com/>)からダウンロードすることができる。

内容面では、新たに、学校からの要望が多かった労働問題を取り上げ、また当時実施を間近に控えていた裁判員制度も一章を使って取り上げた。

改訂版の『法むる一む』は平成20年9月に完成し、大阪府内の全高等学校と教育委員会に配布した。大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会からも各校の社会科教師宛に別途配布が行われた。一般の購入は大阪弁護士協同組合が受け付けている(TEL:06-6364-8208)。

ト」(大阪法教育ネットワーク)を新たに立ち上げた。

「法むる一むネット」は現在のところ高等学校を対象にしている。ただ、法教育だけでなく、子どもの権利(いじめ、児童虐待など)や消費者問題、労働問題などさまざまな社会問題も取り扱う予定である。代表は大阪府立北千里高等学校の斎木英範教諭が、弁護士側の代表と事務局は筆者が務めている。

最近の活動としては、本年7月22日に、大阪弁護士会及び大阪府高等学校社会(地歴・公民)科研究会との共催、大阪府教育委員会の後援で、改訂学習指導要領に関する講演会を開催した(「学校で法はどのように教えられるのか～改訂学習指導要領の『幸福』『正義』『公正』について～」)。文部科学省の前教科調査官などを講師として迎え、改訂学習指導要領の「幸福」「正義」「公正」の意味や新たに加わった法に関する記述について、講演や質疑応答が行われた。

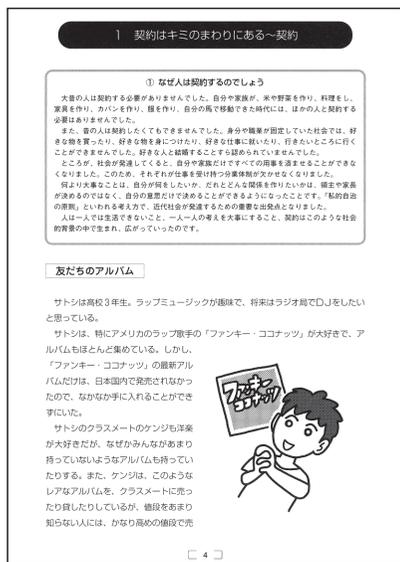
今後も研究や教材開発など幅広い活動を行っていく予定であり、参加者も随時受け付けている。

そのほかの活動

今回は紙面の都合もあり、主に出張授業と教材制作について説明したが、大阪弁護士会ではそのほかにもさまざまな活動を行っている。

模擬裁判の指導も大きな柱である。これまではどちらかというに進学校での指導が多かったが、いわゆる教育困難校での指導にも取り組んでいる。毎年、日弁連主催の高校生模擬裁判選手権が開催され、今年は大坂会場で6校による熱戦が繰り広げられた。この運営にも大阪弁護士会が当たっている。

また、夏休みの期間中に、「ジュニアロースクール」という名称で中学生を対象に法教育の授業や模擬裁判、事務所見学などを企画している。平成15年からほぼ毎年開催しており、現在は、大阪中学生サマー・セミナー(主催:大阪中学生サマー・セミナー推進協議会)の一講座として実施している。



▲「法むる一む 改訂版」の紙面

「法むる一むネット」の立ち上げ

その後も『法むる一む』の啓発や授業実践の研究を行っていたが、平成25年度から新しい高等学校学習指導要領が施行されるという重要な時期を迎え、弁護士と教師がこれまで以上に連携して法教育に取り組む必要性が高まった。このため、本年3月、これまでの活動を発展させる形で「法むる一むネット

【お問い合わせ先】

●出張授業など大阪弁護士会の活動について
法教育担当の事務局 TEL:06-6364-1681

●「法むる一むネット」について
宮島繁成 TEL:06-6311-7688

E-mail: miyajima@himawarilaw.com